

東京都板橋区止水板設置工事助成交付要綱

(平成 24 年 4 月 4 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、総合的な水害対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るための止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）に対して、区がその工事に要する経費の一部を助成することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この要綱は板橋区の全域において適用するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、「止水板」とは、建築物の出入り口等に設置し、浸水に耐える材質で、取り外し又は移動が可能なものとする。ただし、仮設建築物にかかわるものは除く。

2 この要綱で「関連工事」とは、止水性を高めるために行う工事で、次のものをいう。

- (1) 内外壁の止水工事
- (2) 土間コンクリート打設工事
- (3) その他区長が必要と認める工事

(助成対象者)

第 4 条 助成対象者は、板橋区内に存する住宅、店舗、事務所等を所有または使用している次のいずれかのものとする。

- (1) 申請日より 1 年以上前から板橋区に住民記録がなされている個人。
- (2) 申請日より 1 年以上前から板橋区に本店又は支店等の登記をしている法人。

2 前項の規定にかかわらず次に掲げるものは、助成金の交付対象としない。

- (1) 法令又は条例、要綱により止水板の設置を義務付けられている者
- (2) 浸水被害を拡大させる恐れのある半地下駐車場など周辺地盤面より掘削し土地利用を行う箇所を有する住宅等所有者。ただし、本要綱の制定以前に建設したものは除く。
- (3) 止水板設置工事について、国、東京都又は板橋区からこの制度以外の助成を受ける者
- (4) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- (5) 売買を目的として所有している建築物等に止水板設置工事を行う者
- (6) 住民税、法人税等を滞納している者

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、予算の範囲内において止水板設置工事に要した費用

の2分の1とし、一つの建物について50万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、一つの建築物につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前までに止水板設置工事費助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所案内図、同位置図、写真
- (2) 工事計画図面及び止水板仕様が明示されている図面類
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 土地及び建物の登記事項証明書
- (5) 申請者が使用者の場合は、土地及び建物所有者の止水板設置工事承諾書（別記第2号様式）
- (6) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては現在事項証明書
- (7) 納税に関する書類

ア 個人にあっては、前年度の住民税を滞納していないことを証する書類

イ 法人にあっては、前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類

- (8) その他区長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状（別記第3号様式）を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、止水板設置工事費助成金交付決定通知書（別記第4号様式。以下「交付決定通知」という）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは止水板設置工事費助成金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、速やかに申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事完了届)

第8条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき助成金の交付が決定された工事（以下、「工事」という。）が完了したときは止水板設置工事完了届（別記第6号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図など）
- (2) 工事写真
- (3) 工事費の領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、止水板設置工事助成金確定通知書（別記第7号様式。以下「助成金確定通知」という。）により、申請者に通知する。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定により助成金確定通知を受けた者は、止水板設置工事助成金請求書（別記第8号様式）により区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、助成金を交付する。

(被助成者の維持管理義務)

第11条 被助成者は、当該申請に係る工事の完了後、当該止水板を良好に維持管理しなければならない。

(助成金の返還等)

第12条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号）の定めるところによるものとし、その他必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 平成24年7月8日までの間におけるこの要綱第4条第1項第1号の適用については、同号中「住民記録」とあるのは「住民記録又は外国人登録」とする。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日 (あて先) 東京都板橋区長 申請者 住所 氏名 電話 (法人は、名称、事務所の 所在地及び代表者氏名) 止水板設置工事助成金交付申請書 東京都板橋区止水板設置工事助成交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。			
施工場所	板橋区	丁目	番 号
住宅等の構造	造 階建	敷地面積	m ²
設置概要	止水板設置のみ ・ 住宅等改築		
止水板の構造 形状概要			
止水板設置 工事予定金額			
止水板設置 工事予定工期	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日		
施工業者			
添付書類 1 設置箇所案内図、同位置図、写真 2 工事計画図面及び止水板仕様図面類 3 工事見積書の写し 4 土地及び建物の登記事項証明書 5 申請者が使用者の場合は、土地及び建物所有者の止水板設置工事承諾書 6 住民票の写し。ただし、法人の場合は現在事項証明書 7 納税に関する書類 8 その他区長が必要と認める書類			

別記第2号様式（第6条関係）

(あて先) 板 橋 区 長			
承 諾 書			
私所有の下記（土地・建物）について、下記使用者が行う止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を施工することを承諾いたします。			
年 月 日			
(土地・建物)	住 所		
	所有者	氏 名	
記			
使用者	住 所		
	氏 名		
	地 番 家屋番号 (住居表示)		
(土地)	m ²	(建物)	m ²

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め東京都板橋区止水板設置工事助成申請
に関する権限を委任いたします。

年 月 日

委任者 住所

氏名

電話

記

受任者 住所

氏名

電話

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

止水板設置工事助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった止水板設置工事助成金の交付
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 施 工 場 所 板橋区 丁目 番 号
- 3 交 付 条 件
- (1) 工事が完了したときは、完了届を区長に提出してください。
- (2) 助成金の額は、完了届が提出された後、その内容の審査及び現地調査を行って確定します。
- (3) 助成金交付決定後に助成対象工事の内容を変更するとき又は中止しようとするときは、区長に届け出てください。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。
- ア 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- イ 助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。
- ウ 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

止水板設置工事助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった止水板設置工事助成金の交付については、下記の理由により交付できないので通知します。

記

- 1 施 工 場 所 板橋区 丁目 番 号
- 2 理 由

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日 (あて先) 東京都板橋区長 申請者 住所 氏名 電話 止水板設置工事完了届 年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた止水板設置工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。 記				
施 工 場 所	板橋区 丁目 番 号			
施 工 業 者	電話			
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
添 付 資 料	1 しゅん工図 2 工事写真 3 工事費領収書の写し 4 その他			

現地立会確認年月日	確認	区 担 当 者	立会	申請者又は代理人
年 月 日				

別記第 7 号様式（第 9 条関係）

第 号の 年 月 日 様 東京都板橋区長 止水板設置工事助成金確定通知書 年 月 日付け 第 号により、交付を決定した止水板 設置工事助成金は、下記のとおり助成金額が確定したので通知します。 記 確 定 金 額 円	
施 工 場 所	板橋区 丁目 番 号
交付確定金額	
当初交付金額	
増 減 額	
注） 1 請求書を提出してください。 2 支払は別途通知いたします。	

別記第 8 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

（あて先）東京都板橋区長

申請者 住所

氏名

止水板設置工事助成金請求書

年 月 日付け 第 号の により、助成金の
確定通知を受けたので下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 円